

議案第13号

関市学校給食センター設置条例の一部改正について

関市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年2月19日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

関市学校給食センターの位置を変更し、並びに関市洞戸学校給食センター及び関市武儀学校給食センターを廃止するため、この条例を定めようとする。

## 関市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

関市学校給食センター設置条例（昭和39年関市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「関市西本郷通4丁目1番11号」を「関市若草通1丁目15番地」に改め、同条第3項の表関市洞戸学校給食センターの項及び関市武儀学校給食センターの項を削る。

### 附 則

この条例は、令和2年8月1日から施行する。